札 障 第 21 号 平成 20 年 (2008 年) 4 月 1 日

各居宅介護・移動支援事業所 管理者 様

札幌市障がい福祉担当部長 岡田 寿

## 「通院・外出のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について

平素は本市障がい者福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について各事業所においては、適正に実施されていることと思いますが、改めて関係法令等の確認、従業員等への周知徹底を行うようお願い申し上げます。

記

## 1 道路運送法との関係

障害者自立支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び札幌市移動支援 事業実施要綱に基づく移動支援(以下「居宅介護等」という。)を行うに際して、居宅 介護等事業者が車を用いて、利用者の移送を行うことについては、道路運送法に抵触 する可能性があることから、関係機関に確認を行い、必要な手続きを取った上で適正 に行うこと。

なお、<u>道路運送法上の許可等を得ずに居宅介護等の提供に際し、移送行為を行った</u> 場合は、居宅介護等の費用の算定は行うことはできません。

2 道路運送法の適用関係についての問合せ先札幌運輸支局 輸送・監査担当TEL011-731-7167

札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課

給付管理係 担当:荘司(居宅介護・重度訪問介護・行動援護)

移動支援担当係 担当:油井(移動支援) TEL011-211-2936 FAX011-218-5181